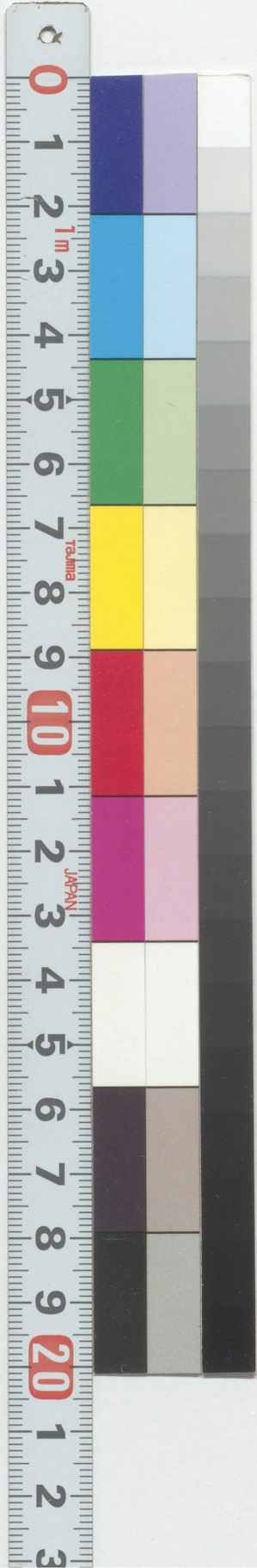




櫻花分報

第五十五號



櫻蔭會會報第五十五號

目次

口 繪

明治三十六年卒業生諸君

講 演

家事の會計及び帳簿に就きて

東賣五郎氏 自一至

寄 書

明治三十六年卒業記念茶話會記

小池 さよ子 一

本會記事

大正八年新年會記事

七

主事會及協議事項

八



於内外諸博覽會名譽大賞ヲ
始メ金銀諸賞牌ヲ受領ス



運動用具
製造販賣元

東京市本郷區本郷五丁目

美滿津商店

電話小石川 區八四五番
二〇七一番
振替口座

ベースボール
ローンテニス
フットボール
ホーレーボール
バスケットボール
ホツケ
スケート
オリンピック
其他各種ノ運動器械

定價表御申
越次第進呈

評議員會及協議事項……………九

會費完納會員諸君……………九

死亡客員及會員……………九

年賀來訪及賀狀を寄せられたる諸君……………一〇

事務所日誌摘要……………一二

會費收入報告……………一四

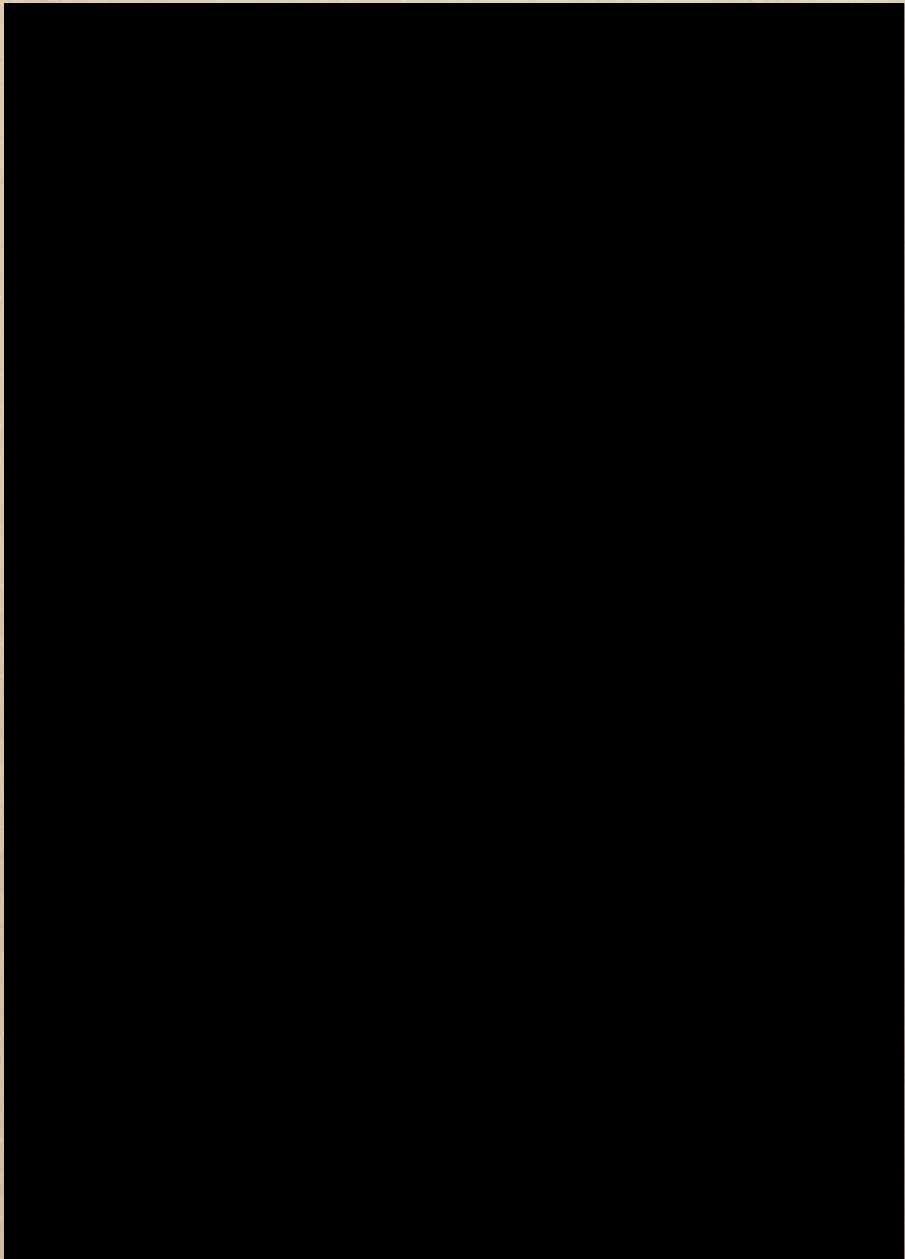
學資金收入報告……………一六

建築寄附金收入報告……………一六

客員會員動靜……………一七

東京女子高等師範學校彙報……………二三

事務所より……………二四



家事の會計及記帳法に就て

東會計人事務所長

從四位勳四等 東 爽 五 郎 氏

私は只今御紹介に預りました當人で御座います。約二年程以前までは神戸高等商業學校に奉職いたして簿記及會計の學科を講義して居りました。然る處、我國に於ては今日尙ほ全く新規と申すべき會計士といふ職務を開始する爲めに神戸の公職を辭退いたしました。只今では東會計人事務所といふものを東京驛前の東京海上ビルディング内に設け、主として會計の監査調査組織等、要するに簿記及會計に關する諸種の實地問題に就き、世間一般の需めに應じて其御相談相手を致して居るので御座います。

また今日皆様が斯くも大勢お寄り合ひの席上で御話を致すことになりましたのも、實は先達當校御出身の方々から成つてゐる櫻蔭會の會計取扱法に就て何か改良すべき點は無いか一應相談相手を勤める様にといふ御依頼をば同會の主事

二
會から受け、兩三回同主事會に出席致して卑見を陳べました處が、幸にも主事御一同の御賛成を得直ちに其通り實行の運びに相成りました。斯ういふ御縁故から同會に出入いたして居る間に、同會理事喜多見先生から、近々この講話會を開催するによつて家政の局に當る主婦の心得べき會計に就て何か一場の講話をといふ御所望が御座いました。是も私に取りましては光榮と存じ、欣んで御請け致した次第で御座います。さらばとて別段に新しいとか珍らしいとか申す程の御話の貯へも御座いませぬが、併し月並な御話の内に、皆様が尙ほ未だ御氣付にならない事柄が多少とも御座いまして、其が何等かの御參考にでも相成れば私は其を以て満足する次第で御座います。講話の時間は約二時間といふ豫告でしたが、其で足りませうですか、兎も角、可なり長時間御清聴を汚すことになりませぬ。

一體會計の事は何う致しても數字の御話に墮ちますから、自然と御退屈を極めます。仍て皆様にも私にも双方の好都合と存じて、茲に準備携帶致しました約二十枚程の圖表を御覽に入れ乍ら、一つ々々説明を加へて行かうと存じます。

演題は「家事の會計及記帳法に就て」と致しましたが、此の内先づ緊要大切なのは會計の組織而して次に附帶して參りますのが記帳法であります。尙詳しく申せ

ば、會計の組織が正確に立つて居さへすれば、記帳の方法などは至極簡單で相濟みます。即ち、以下申述べます所の方法を採用しますれば、記帳は殆ど打捨て、置いても大して差支は起らぬと云ふことに相成ります。

元來、帳簿の記録は面倒なことでありますから、誰しも記帳を喜びませぬ。家政の局に當つて居られます主婦も新世帯の間は何事も面白く嬉しさが一杯でありますから、幾分物珍らしさに家計簿記の書物など繕きまして、少し位ひ面倒なことも厭はず家計簿を記録いたすのが常であります。所が二年三年と追々年を重ねるに連れて、家族も追々と繁昌、隨て主婦の仕事も段々と殖えて參りますれば、帳簿の事などは、思ひ乍ら一切手が付けられぬ程多忙に相成りますのが實際の事實であります。而して斯く成行くのも自然の結果ゆゑ、詮方のないことではあります。が、さらばとて家計の帳簿記録は全然之を廢止して可いか、萬更さうだとも考へられぬのであります。仍て私は從來色々工夫考案を凝らして、如何にせば、帳簿を成るべく記録せずして正確に會計を整理し得るか、然かも後日に至つて明かに財政の記録の跡を残すことを得るか、その成案が近頃漸く出來たやうに信じましたので、茲に之を發表御披露いたしましたして、皆様の御參考に供し度いと存じます。

大正7年11月/12月收支豫算

| 支 出 | 金額 | 收 入 | 金額 |
|--------------|--------|----------|-----|
| (1) 臺所諸費 | 100 | (1) 給料 | 250 |
| (2) 家賃 | 40 | (2) 臨時手當 | 50 |
| (3) 兩親小遣 | 15 | (3) 何々收入 | 35 |
| (4) 主人及主婦小遣 | 40 | | |
| (5) 子女教育費 | 20 | | |
| (6) 親族同情金 | 5 | | |
| (7) 召使給金 | 7 | | |
| (8) 諸稅及火災保險料 | 月割額 10 | | |
| (9) 祭禮及贈答品費 | 月割額 10 | | |
| (10) 諸會費 | 月割額 8 | | |
| (11) 雜品費 | 月割額 5 | | |
| (12) 醫藥費 | 月割額 10 | | |
| (13) 慈善及寄附金 | 月割額 5 | | |
| (14) 年末費其他 | 月割額 15 | | |
| (15) 豫備費 | 月割額 20 | | |
| (16) 被服費 | 月割額 10 | | |
| (17) 生命保險料 | 月割額 15 | | |
| (18) 剩餘金 | 335 | | 335 |

(備考) 運轉資金として現金の一定額例へば金拾圓を成るべく小錢にて別に準備するを便利とす。但この資金は一時立替へ支拂ひの後に成るべく速に初めの一定額に補充することを要す。

には或理由があり
りますので、その
詳細は後に申述
べます。

先づ收支豫算
表の收入の部を
見ますれば、(1)給
料(2)臨時手當が
ありまして、(3)の
「何々收入」とあり
ますのは、若し借
家を所有して居
るとしますれば、
家賃の收入、或は
若し公債證書株

却説、一概に家事の會計と申しても、その收入及支出の有様には種々ありませう。併し就中その最も普通なものは、月々一定の收入があつて、それに依り生計費の支出をなすもの、即ち所謂月給生活の會計であるかと思はれます。それゆゑ、只今から御話いたす家事の會計は、この月給生活を営む場合と假定して説明しようと思はれます。尤も、必ずしも月給生活でなくとも、毎月の支出は毎月一定の金額に依り生計を立てるのでありますれば、それは月給生活と何も變りはありませんから、以下御話いたす所はそれにも適用することが出来るのは勿論であります。

扱家事會計の組織の第一は收支の豫算であります。凡そ月給生活を営むとするには、會計の一期間は一月であることは言ふ迄もありません。仍て今月給の收入があつたならば、その支出の豫算を立てねばなりません。茲に收支の豫算を次表の如しと假定いたしませう。

此收支豫算表の形式に就て注意すべきことは、支出費目を表の左側に列記し、又收入費目を表の右側に列記したることでありませう。普通の觀念よりしますれば、收入を左側に而して支出を右側に列記すべきかと思はれます。所が此豫算表にては、收入と支出とが普通觀念とは其左右全く反對に列擧されて居りますが、これ

券、又は貸金預ケ金等があるとすれば、その利息収入を月給と同様に、毎月受入れて生計費に支出すると云ふ場合を假定したのであります。

次に支出の部を注目いたして、これには少しく説明する必要があると思ひます。さて茲には先づ(1)より(7)までの「臺所諸拂」家賃乃至「親族同情金」召使給金を列擧して、其次に(8)より(17)まで各種費目の月割額を列記し、最後に「剩餘金」が掲げてあります。所て、此收支豫算表の特色と申すべきは、或費目に對してその月割額を計上する點であります。

元來寡聞であります私の承知する家庭に就き家事會計の有様を見聞しまするに、多くの家庭にて(1)乃至(7)の諸費目は豫算いたしますが、(8)乃至(17)の諸費目月割額なるものは豫算に組入れてない勝ちであります。仍て月給生活をなさる人より時折り聞き取ります話に「今日は税金を納めねばならぬから、或は保険料を拂はねばならぬから、他の買物などは一切出来ぬ云々かく御零ぼしになるのも無理はないので、それはこの月割額なるものを平素豫算に計上ならぬ爲に當然起る結果と云はねばなりません。即ち、斯様な泣言は收支豫算の立て方、言ひ換ふれば、家事會計の根本組織に初めから缺陷があります所から必然に起る結果と云はねば

なりません。

仍て(8)税金及火災保険料以下、(17)生命保険料迄の諸費目は、實際に之を支拂ふ月のみに之を豫算するが如きは正當とは申されませぬ。即ち茲に示すが如くに、一ヶ年に支出すべき總豫算額より打算してその毎月の割當額を算出し、この割當額を毎月準備するの考案でなければなりません。而して若しこの準備をさへ怠らずといわしますれば、實際に之を支拂ふ其月に至つて少しも狼狽することはないのであります。以下尙各項目に就き多少の説明を加へませう。

(9) 祭禮及贈答品費 祭禮費とは、内は祖先の年回、外は神社佛閣等に關する諸費、贈答品費とは、慶事凶事、四季折々の贈答品費であります。前者には一ヶ年の概算額がありませうから、この年額より打算したる月割額を、又後者には毎月の平均定額を略々豫算することが叶ひませう。

(10) 諸會費 例へば同窓會費、婦人會費、音樂會費、其他何々會など近頃はこの種の會合は一層數澤山に相成りました様で、一ヶ年に積もりますれば可なり多額に上りますから、これにも毎月の割當額を豫算するの必要があります。

(11) 雜品費 これは座敷用の裝飾的家財品ではなく、臺所用諸器具の積りであり

ます、水桶、バケツ、盥湯罐、火箸、十能等、其他食器、一切の器具、中毎月の破損品に對して補充若くは修繕費の積りであります。

(12) 醫藥費の如きも病人のない月に於ても矢張りその月割額を概算して、之を豫算に組入るゝの考へがなければなりません。否らざれば病人の出來ました月に至つて、必ず何かと不足不自由を訴へます。殊に

(13) 慈善及寄附金の月割額豫算は兎角怠り勝ちになり易いものであります。併しこれは是非にも豫算に組入れなければなりません。と申すその理由は、次の如くであります。元來慈善其他の寄附金は、何れの家庭にも近來は五月繩い程勸誘が参りますが、これに應ずるか或は斷るか、これには大に迷ふ所であります。即ち若し何種の寄附金でも悉く之を斷るといたしますれば、世間或は近所界限の批難が如何かと懸念されますし、さらばとて若し總ての寄附金に應ずることは甚だ惜くもあるし、又限りある収入よりは實際に不可能でありますから、これに應諾すると否との限界は仲々六ヶ敷問題に相成ります。然らば慈善又は寄附事業の良否によりてこの限界を定むることも亦一案でありませう。然し乍ら、世間のあらゆる慈善又は寄附事業は、その主趣或はその理由に於て、何れも皆尤も至極のもの

許りでありますから、事業其ものゝ良否によりてこの限界を判斷することは、甚だ難事と云はねばなりません。仍てこの難問に對しては、これ迄私も可なりに苦心考慮を凝らし、遂に之を解決し得たかと思ひました。その提案は、即ちこの月割額の豫算であります。尤此豫算年總額を何程に定むべきかは頗る重大なる問題で、これには慎重なる考慮を必要といたします。何となれば、この豫算年額なるものは其人の人格品性を決定する上に、假令條件の全部ならずとするも、必ずその或部分を成すこともあり得るからであります。

さて、この月割豫算額の取扱方は如何かと申せば、例へば今寄附金の勸誘を受けましたとして、この豫算額の存する限りは成るべく之に應ずることゝいたし、若し豫算額がなくなりましたならば之を斷りますのであります。而してこの場合勸誘者への挨拶は、御主趣は洵に結構至極で如何にも御同情に堪へませぬ。併し何分にも今月の豫算額は既に支出し盡しましたから、甚だ御氣の毒ながら御斷りいたし度い。尤來月早々再び御足勞下さる節には應分の御同情は厭ひませぬ云々、かく事を分けて差當り斷り置きまして、その代り翌月に入り再び参りましたときには、寄附金を支出するのであります。即ち斯く取り計らひますれば寄附金の限

界が明かであり且つその理由も正當だと信じます。一體慈善的寄附金を漫りに吝む人には、世間で兎や角の批難を免れませぬ。然し乍ら、若し右に申した様な制限を設けずして何れの寄附金にも應ずるといたしますれば、その人は慈善家なりとの世評美名は一應之を博することも叶ひませう。併しこの人動もすれば、自家の財政を亂して其結果國家に對する納税の義務をも怠り、若くは親戚知人等へ不義理の借金を残す如うな事もいたし兼まいと思はれます。慈善及寄附金に對して月割額を豫算することは、以上の理由より推して洵に大切な注意事項と存じます。

(14) 年末費 とは年越しに要する諸経費で、例へば正月の準備や歳暮の諸費、年賀狀年始新調品等、毎月の經常費に顯はれない、然かも可なり巨額の諸費であります。元來年末の參ることはその年の正月元旦より分り切つて居りますから、正月の豫算書作成の時よりその月割額を計上することを考へねばなりません。否らざれば年の暮になつて財政の遣り繰りに難澁を極めることは至つて明瞭であります。尤多くの場合に年末には特に賞與金又は特別手當等別途の收入があります様ですから、若し左様な家庭でありましたならば、この費目を毎月に豫算する必要のないことは勿論です。

(15) 豫備費 は以上に枚擧したる豫算費目に不足を生じたるときに、之を補充するが爲の豫算額であります。

これには十分の注意を拂つて、決して少額に失せぬ様周到なる用意が肝腎であります。

(16) 被服費 これは重大費目であり、家族各自の第一等服装の新調費は、臨時の收入又は特別の積立金或は剩餘金より支出せざれば到底叶ひますまいから、それは別に準備することゝいたし、茲には家族一同の日常被服の新調乃至補充費の月割額を豫算いたします。尤その年總額を正確に豫算することは甚だ難事であり、ますから、家族一人に付その一年平均額を何程と概算いたして、之に基き總家族の總年額を豫算する位ひの程度で満足するの外はありませぬ。

尙被服費に限らず、其他家財什器等は年々歳々その價格の遞減するものであります。が、これに對して新調又は補充費の一定額を、毎年必ず支出することを惜まざるとすれば、若干年の後には被服が縦し何程古びたり、或は家財が如何に損傷したりいたしましても、尙その價格は一定不易であると云ふその理由は、後で又改めて説明いたしませう。

(17) 生命保険料。これはその年總額が事實上明白でありますから、月割額は容易に豫算が出来ます。

(18) 剩餘金。これは以上の諸費目を収入總額より控除したる殘餘金であります。これが即ち毎月蓄積されつゝある正味の身代であります。それゆゑ此金額の倍々多からん事は何人でも願ふ所であります。併し乍ら浮世の萬事は儘になりませぬから詮方がありませぬ。人によつてはこの剩餘金を初めより豫算する方も無いではありませぬ。併し斯様な方は動もすれば所謂守銭奴との批難を免れ得ぬことがあると思ひます。何となれば、この流の人は金錢蓄積そのものゝ爲にのみ此世に生存する輩で、その以外何等の趣味も希望も持たぬ人と評しても差支へはないからであります。私の愚かなる解釋にては、この剩餘金を全く豫算せず、に生計を營むのが可いとは申しませぬ。然し乍ら、この剩餘金は總収入より諸種の必要缺くべからざる經費を引去りまして、然る後の殘餘金でありますから事前に於て漫りに之を定むることは叶ひませぬ、否事後に至つて自然に定まる金額と見ねばなりません。渡世には金錢蓄積の以外に、尙色々多方面に互つて主趣や目的やが夥しく横たはつて居ることを忘れてはなりません。

以上の所述を以て收支豫算表の大要は御解りのことと存じますから、これより帳簿を記録せずして、然かも家計の整理が出来ること云ふその方法を御話し致しませう。

今日都會生活をして居られる人でありましたならば、その附近には普通の銀行や貯蓄銀行や或は郵便局が必ずあります。而して普通銀行ならば金額五圓以上其他ならば最も零細の金額例へば五錢十錢の御錢でも喜んで預ります、而かも利息まで附けて貰へます。而してこれが引出しは銀行の營業時間中或は郵便局の執務時間中ならば何時にても自由であることは御承知の通りであります。さて預金をいたしますれば預金通帳を渡して呉れますが、この通帳は一軒の家庭に唯一冊の外は渡さぬとの制限はありませぬ。預け金の名義さへ變りますれば何冊でも渡して呉れます。仍て曩に假定の收支豫算表の支出費目として列舉いたした彼の月割額の各費目及剩餘金都合十一費目に對して各一冊づゝの預金通帳を準備するのであります。而してこの十一冊の通帳は如何にして作るか、それは預金者の名義を先づ主人次に主婦、それから長男次男長女次女其他姑舅等の名義にいたします。而して若し數が不足ならば預け先なる銀行を二ヶ所又は三ヶ所に

いたしますれば通帳は何冊にても望み通りに作ることが叶ひます。

かくて主人名義の預金通帳は何々費目、主婦名義の通帳は何々費目、以下長男名義の通帳は何々費等と總て十一冊の通帳に自分丈にて適宜に區別をいたし或は一層のこと通帳の一隅に番號を附するなり若くは各費目の符牒を記すなりして各費目の自分丈の心覺へにいたします。先づ斯様に豫め準備をいたして月末に至り月給の収入があり次第彼の收支豫算表を作成して例の月割額等は以上の通帳にて銀行又は郵便局へ各費目に振り分け預け入るゝのであります。

而して今或費目の支出を要するとき例へば火災保険料の集金人が來たとしますれば通帳第何號何某名義但諸税及火災保険料の預金通帳よりこの保険料丈の金額を引出し支拂ふのであります。尤茲に注意すべきことは如何なる端數の金額があつても丁度それ丈を銀行又は郵便局より引出すことでありませぬ。例へば火災保険料四圓參拾貳錢であるとすれば正確にこの四圓參拾貳錢を引出しますので決して四圓五拾錢とか或は五圓とか右の端數を打切つた金額を引出しては相成りませぬ。又斯様にその都度この金額を銀行又は郵便局より引出しをいたしますれば自身にて銀行又は郵便局迄往復するの煩勞もあり、亦集金人を三十分

も一時間も待たせるとに相成りませぬから、この煩勞不便を避くるの方法がなければなりません。それは前掲の收支豫算表の備考にも記して置きました通りに收支豫算以外別に運轉資金として何程か一定額の現金を準備いたして此運轉資金の内より一時限り立替へ支拂ひをいたし、而してこの立替拂ひの金額丁度を間もなく當該費目の預金通帳より引出して運轉資金を舊の一定額に補充するのであります。又この補充は成るべく速に之を行ふことを忘れてはなりません。且又この運轉資金は決して其他の目的に費消せぬことの慎みがなければなりません。其他何れの費目を支拂ふにも皆この方法に準ずるのであります。尙一例を加ふるとして例へば今夏冬時折の呉服反物賣出しに際して主婦が買物に出懸けるといたしませう。この場合に賣出しの呉服店よりは總てが掛買ではありません。いから何程かの現金は持參せねばなりません。この際主婦は被服費の預金通帳より買物の豫定金額例へば壹百圓を引出して携帶いたします。

而して實際の買物代金は八拾五圓五拾四錢であつたといたしますれば、その餘金拾四圓四拾六錢はこの端數を附したる其儘必ず同じ被服費の預金通帳を以て預け入ることゝいたします。この際決して唯拾四圓のみを預け入ること

をいたさぬとの主義でなければなりません。

此方法を嚴重に實行して参りますれば主婦が自身にて帳簿を記録するといふ煩勞は全く省略されて然かも帳簿は正確に整理記録されることに相成ります。即ちこの場合に自身は拱手傍觀しながらも銀行や郵便局やは自身に代つて帳簿記録の面倒を見て呉れることに相成ります。尤總ての家庭がこの方法を採用實行することに相成りますれば銀行や郵便局はそれ丈多忙になりますことゆゑ事務員等はその心中一應は不平もありません。併し銀行や郵便局やはそれ丈多額の預金を吸収し得ることに相成りますから銀行はその營業の上より而して郵便局は貯蓄心獎勵普及の上よりして如斯預金取扱ひの受付は其實寧ろ歡迎する所だと信じます。さてかく實行の上は家事の會計にてその或費目の支出額はこの費目に該當する預金通帳をさへ一覽するときは何時にてもその詳細を知ることが叶ひます。これが即ち私が冒頭にて述べました彼の帳簿を記録せずして然かも家事の會計を正確に整理することを得る成案と申すので御座います。

尙附言いたしますれば今若し二個以上の費目を合せて一冊の預金通帳にて預入したる場合例へば諸税及火災保險料の月割豫算額を同一の通帳にて整理せんとならばその支出の度毎に若し税金ならば「税」の一字若し火災保險料ならば「火保」の二字を通帳内その金額の附近に鉛筆にて附記いたします。左すれば兩費目の區別は明かに之を知ることが叶ひます。

尙前掲の收支豫算表を見まして支出費目の(1)「臺所諸拂」これは通常月の末日には殆どその全部を支拂ひ盡します。而して若し不足の時には(15)「豫備費」より補充し若し殘餘が生じたならば(18)「剩餘金」へそれ丈け追加してそれを預入いたします。又(2)「家賃」や(3)「兩親小遣」(7)「召使給金」これ等も亦月末迄には必ず支拂ひいたしますが(5)「子女教育費」は若し現に他地方へ遊學中の長男か長女かへの學資金だといたしますればこれも間もなく送金いたしますし若し後日の爲めに蓄積するものでありますれば他の月割豫算額と同様にその爲めの預金通帳を以て銀行か郵便局かへ預入いたします。又(6)「親族同情金」も現に毎月送金するものといたしますれば直に支拂ひますし若し又萬一の場合を豫想して毎月蓄積準備するものとすればこれも亦他の月割豫算額と同一の取扱ひをいたします。

かくて尙餘す所の費目は(4)「主人及主婦小遣金」四拾圓の唯一つに相成りますがこの内若干例へば貳拾五圓は直に主人へ引渡すといたしますれば主婦の手許に

餘す所の現金は僅に金拾五圓の外はありませぬ。所が、この拾五圓の支出に關して帳簿の記録は如何にいたすか。世間にあら觸れたる家計簿記書の要求する所では、これに對して先づ現金出納帳、次で各費目の内譯元帳、然る後に月計表の如き諸簿表を作成させるにあるかと思はれます。併し私の愚見では如此要求は全く無益にして左なきだに多忙を極むる主婦に對して唯だ徒勞を課するのみだと申上げたいのであります。私の所信にては、多寡の知れた小遣錢僅々拾五圓許り、其の支拂用途が縦し詳細に明瞭であらうがなからうが、それには何等の便否乃至利不利は決して伴はぬことと思ひます。それゆゑ私の提案にてはこの「主婦小遣拾五圓に對しては、何等の帳簿記録を必要と認めませぬ。それは唯主婦の心覺へ丈に留めて可いと信ずるのであります。

尤彼の(1)臺所諸拂壹百圓とあります、その支拂ひ内譯は捨てても置けぬ場合もありませう。併し之にも私としては帳簿記録を特に必要とは思ひませぬ。何となれば臺所の月末諸支拂に對しては必ずその領收證があります。其或ものは通帳に相成りまして、例へば米屋、酒屋、八百屋、肴屋、車屋、洗濯屋等の通帳は即ちそれであり、ますが、此等の各店方へ何程を支拂ひたるかは、以上の各通帳を見れば直に明

になり、ますし、其他の諸支拂ひにいたしても、それに相當する領收證を同種の費目毎に分類をさへいたしますれば、これも亦自然にその各金額が明瞭に相成ります。かくて毎月の通帳金額を漸次に累計するか若くは各費目に對する領收證を毎月別々の封筒に分類整理して、その累計をさへ行ふといたしますれば、三ヶ月半年或は一年等の毎期間に各支拂費目の金額は何程に達したるかこれ等を算出するとは至て容易であります。即ち愚案によりますれば、各支拂金に對しては何れの場合に於ても、現金支拂帳の如き帳簿を記録することなしに會計を整理することが可能である、而してそれが煩勞も大に省ける外に、極めて正確であると申すのであります。

尙申上げます。豫算は兎角超過し易いものであります、が、之を防ぎますには一ヶ月の豫算額を三十に等分いたして一日の平均額を算出し、毎日成るべくこの平均額を超過せぬ様にとの心懸を以て家計を營むのであります。例へば一ヶ月の小遣錢拾五圓であるといたしますれば、その一日當りは五拾錢でありますから、毎日の遣拂ひは五拾錢以内に制限するの心懸が肝腎であります。仍て若し三日間少しも遣はなかつた場合には、第三日目には壹圓五拾錢遣つても可い餘裕が出来

ます。その代りに若し一日に參圓遣つたといたしますれば、以後六日間は一文も遣へないことに相成ります。尤これはその心持が肝腎と申す迄に留めませう。何となれば、若し是非にも之を勵行すると相成りますれば、往々甚だ不都合なことが起らぬとも限りませぬ。と申すは、例へば客來の時など早や食事の時刻に相成りました所が生憎小遣費の豫算は遣ひ盡して居るとすれば、食事の接待は出来ませぬ、又茶菓をも差出すことが叶ひませぬ。然るに、斯様な場合に主婦の臨機の取計らひが最も大切であると申しますのは、彼の⁽¹⁵⁾豫備費なるものゝ豫算は如此場合に其不足を補充せんが爲でありますから、若しこの豫備費より支出するといたしますれば、何等の懸念心配も入りませぬ。それにしても、豫備費なるものは、初めに十分に豫算し置くの必要があります。

以上の所述を以て家事會計の組織、即ち取扱方及び其整理の方法、而かも自身に帳簿を記録することなしに會計を整理する方法の大體は御解りのことゝ存じますが、併し唯これのみにては尙十分とは申されませぬ。即ち只今迄の御話は會計整理の順序方法或はその道行でありましたから、尙此等を總て締め括りまして、云はゞその到達したる會計の結果に就き、今少し述べなければなりません。さて此

締め括りをいたして之を一表に纏めましたものは、即ち財政一覽表でありますから、以下この一覽表の説明を試みませう。

家事會計の一期間は、大抵一ヶ月でありますから、この財政一覽表も亦毎月一回之を作成するの必要があると思ひます。何となれば、この一覽表は過去に於ける家計の歴史を語ると同時に、將來に於ける家計の方針を定むる上に最良の參考資料を成すからであります。

先づこの一覽表の形式を示しますれば、左の通りで、第(1)表の(甲)は現金五百圓のみを所有して居る場合で、第(1)表の(乙)は、(一)現金五拾圓 (二)郵便貯金貳百圓 (三)某銀行へ預け金參百圓 (四)代價壹千貳百圓の家屋 (五)代價壹千圓の地所 (六)代價五百圓の公債證書 (七)某甲へ貸金六百圓を所有して居る人の財政一覽表であります。

さて、この一覽表の書式は今は世界共通の雛形と云つても可いのであります。恰も彼の時計に於て一晝夜が午前と午後との十二時づゝに刻まれました、その短針及長針は時間やその端數を示すことは世界共通と申すが如く、即ち時計を見ますれば、何れの國の人にも今時間は何時何分であるか、解りますが如く、或は寒

(1) 財政一覽表 (甲)

| 財産種目 | 金額 | 總額 | 金額 |
|--------|-----|---------|-------|
| (1) 現金 | 500 | (正味財産高) | (500) |
| | 500 | | 500 |

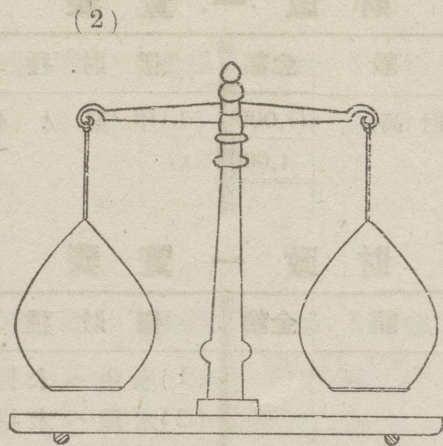
(1) 財政一覽表 (乙)

| 財産種目 | 金額 | 總額 | 金額 |
|-----------|-------|---------|---------|
| (1) 現金 | 50 | (正味財産高) | (3,850) |
| (2) 郵便貯金 | 200 | | |
| (3) 某銀行預金 | 300 | | |
| (4) 家屋 | 1,200 | | |
| (5) 地所 | 1,000 | | |
| (6) 公債 | 500 | | |
| (7) 某甲へ貸金 | 600 | | |
| | 3,850 | | 3,850 |

暖計の如きも華氏と攝氏との別はありますけれども、兎も角も温度を計るにはこの寒暖計は世界共通の道具であるが如くに、人の財政の有様を示すが爲め世界共通の形式は即ち上に示した如うなものであると云ふことが出来ず。

然るに、此書式の内ですく素人に異様に見られます。點は、同表の右側に「正味財産高」と朱書して、茲には印刷の都合上より朱書の代りに單に括弧を附しあり以下皆同

じ而して最終の左右兩側の合計を等しくすることでありすが、然しこれとても左程不可解ではないと思ひますのは、これに類似する意匠が手近かに見られるからであります。それは即ち左の第(2)表に示す天秤の装置を想起するのであります。



す。この天秤の使用法を申しますれば、先づ量らうと思ふ物を一方の皿に載せまして、その量目の何程であるかを知るか爲には、之に反對する他の一方の皿に分銅を盛るのであります。而して兩方の皿が平準を保つた時に、分銅の量目を讀みまして其物品の量目を知るのであります。

第(1)表の財政一覽表の書式も之と同じこと、即ち天秤の左皿に先づ財産の各種目を盛るのであります。而して衡を平準ならしむるが爲めに、その右皿に「正味財産高」といふ分銅を載せた形式であります。その左右兩側の最末の合計金額が相等しく、且又左側と右側との合計金額が同一の高さに記録せられて居りますのは、恰も天秤に

(4) 財政一覽表 (甲)

| 財産種目 | 金額 | 借財種目 | 金額 |
|-------|-------|----------|-------|
| (1)現金 | 1,000 | (2)甲某の借金 | 1,000 |
| | 1,000 | | 1,000 |

(4) 財政一覽表 (乙)

| 財産種目 | 金額 | 借財種目 | 金額 |
|-------|-----|----------|-----|
| (1)家屋 | 500 | (4)甲某の借金 | 300 |
| (2)被服 | 100 | (5)乙某の " | 500 |
| (3)什器 | 200 | | |
| | 800 | | 800 |

又茲に注目すべきは借財の各種目を表の右側に列記したことであり、これは第(1)表にて財産の各種目を表の左側に列記したその慣例より推しますれば、自然の結果としてかく相成りますには何等の不審は起りません。又表の左側へ「正味借財高」を朱書いたして印刷の都合上より括弧を附す以下亦同じ左右兩側面の兩合計を等くいたしたのは、前に述べた彼の天秤の平準姿勢を假装したと見るのであります。

第(4)表(甲)及(乙)は、俱に財産の總額と借財の總額とが等き財政の情體を示したのであります。それゆゑこの二表には「正味財産高」又は「正味借財高」の如き何等

(3) 財政一覽表 (甲)

| 總額 | 金額 | 借財種目 | 金額 |
|---------|---------|----------|-------|
| (正味借財高) | (1,000) | (1)甲某の借金 | 1,000 |
| | 1,000 | | 1,000 |

(3) 財政一覽表 (乙)

| 總額 | 金額 | 借財種目 | 金額 |
|---------|-------|------------|-----|
| (正味借財高) | (275) | (1)家主へ未拂家賃 | 20 |
| | 275 | (2)米屋へ未拂代金 | 15 |
| | | (3)呉服屋へ " | 30 |
| | | (4)八百屋へ " | 10 |
| | | (5)甲某の借金 | 200 |
| | 275 | | 275 |

於て衡の平準を保つて、左右の兩皿が同位置に横はるといふ姿勢を寫出したるものと見て敢て差支へがないのであります。尙ほ次に財政一覽表の形式の變化を示します。

第(3)表は第(1)表とその趣が大に異ります。同表の(甲)は甲某より借金が五百圓ある場合で、同表の(乙)は家主や、米屋や、呉服屋や八百屋など未拂の借金のみである場合であります。而かも借りたる金を悉く遣ひ盡して、今は一文の現金もなく又着物もなく、其他一切の財産は皆無なる場合の財政一覽表であります。

(6) 財政一覽表 (甲)

| 財産及正味高 | 金額 | 借財種目 | 金額 |
|----------|-------|-----------|-----|
| (1)現金 | 50 | (5)乙某の借金 | 150 |
| (2)銀行預金 | 200 | (6)丙某の" | 600 |
| (3)被服及什器 | 150 | (7)丙へ未拂利息 | 25 |
| (4)甲へ立替金 | 100 | | |
| | 500 | | |
| (正味借財高) | (275) | | |
| | 775 | | 775 |

(6) 財政一覽表 (乙)

| 財産及正味高 | 金額 | 借財種目 | 金額 |
|-----------|-------|------------|-------|
| (1)甲へ貸金 | 300 | (4)乙某の借金 | 2,000 |
| (2)甲の未收利息 | 15 | (5)同人へ未拂利息 | 40 |
| (3)家屋及地所 | 2,500 | (6)丙某の借金 | 1,000 |
| | 2,815 | (7)同人へ未拂利息 | 20 |
| (正味借財高) | (370) | (8)小口諸借金 | 125 |
| | 3,185 | | 3,185 |

目もありますが、借財の総額が財産の総額に比して多額でありますから、差引正味借財高を有する財政の有様を示して居ます。却説、この間に申述べたいことがあります。それは西洋人と日本人とは、その人情風俗慣習等に種々異りたる點がある様に思はれますが、茲に申上

(5) 財政一覽表 (甲)

| 財産種目 | 金額 | 借財及正味高 | 金額 |
|---------|-----|----------|-------|
| (1)現金 | 100 | (6)甲某の借金 | 100 |
| (2)被服 | 100 | | |
| (3)什器 | 50 | | |
| (4)圖書 | 30 | | |
| (5)公債證書 | 300 | (正味財産高) | (480) |
| | 580 | | 580 |

(5) 財政一覽表 (乙)

| 財産種目 | 金額 | 借財及正味高 | 金額 |
|---------|-------|-------------|---------|
| (1)現金 | 50 | (7)乙某の借金 | 50 |
| (2)被服 | 120 | (8)呉服屋へ未拂代金 | 25 |
| (3)什器 | 75 | (9)米屋其他へ" | 35 |
| (4)家屋 | 1,500 | | 110 |
| (5)地所 | 500 | | |
| (6)郵便貯金 | 250 | (正味財産高) | (2,385) |
| | 2,495 | | 2,495 |

の朱書したる金額はありませぬ。第(5)表は(甲)及(乙)俱に財産の種目もあり、亦借財の種目もあり、亦借財の種目もあり、亦借財の種目の総額が借財の総額に比して多額でありますから、差引き正味財産高を有する財政の有様を示し、第(6)表の(甲)及(乙)は俱に財産の種目もあり、亦借財の種

けることも亦その一つであります。今御互ひが店方へ買物に参りまして、八拾五錢の物品を買取りその代金に壹圓札を以て支拂いたしたとしますれば、その釣錢の計算法は、金壹圓より八拾五錢を引去りて殘額金拾五錢であるとは御互ひの頭に浮ぶ所であります。

所が、西洋人の營む店先に於て、右の場合にその釣錢の計算法は、先づ今賣渡したる物品を顧客の面前に於て金八拾五錢と計算し、次に釣錢拾五錢を顧客へ差出して合計壹圓也と計算いたしますのが普通であります。仍て日本人と西洋人とを比較いたして、數理上日本人の頭腦が優秀であるかと思はれますのは、右の釣錢の計算法にて日本人は減算を行ひますのに反して、西洋人は加算をいたします。而して減算と加算とは加算の方が幼稚であることは言ふまでもありません。即ち西洋人の頭腦は幼稚だと見ても可いかと思はれます。所が、以上示しました財政一覽表の形式は矢張り外國より舶來のものでありますがこの書式にて特色とする所の彼の「正味財産高」若くは「正味借財高」を同表の左右兩側を比較して、その不足する側に朱書記入し、而して兩側なる最末の兩合計を等しくするが如きは、これも亦成るべく、減算を避けて加算の方法、言ひ換ふれば、稍々幼稚なる然し乍ら三尺の童

(7) 財政一覽表 (甲)

| 財産種目 | 金額 | 控除額及正味高 | 金額 |
|------------|-----|-----------|-------|
| (1) 甲 某へ貸金 | 300 | (3) 滞貸準備高 | 50 |
| (2) 乙 某へ | 50 | (正味財産高) | (300) |
| | 350 | | 350 |

(7) 財政一覽表 (乙)

| 財産種目 | 金額 | 控除額及正味高 | 金額 |
|--------|-------|------------|---------|
| (1) 被服 | 500 | (5) 被服代減却高 | 100 |
| (2) 器具 | 300 | (6) 器具代 | 60 |
| (3) 地所 | 1,500 | (7) 家屋代 | 100 |
| (4) 家屋 | 2,000 | | 260 |
| | 4,300 | (正味財産高) | (4,040) |
| | | | 4,300 |

子にも最も解り易き方法に依りたるものかとも思はれます。要するに、右の西洋人的釣錢計算法とこの財政一覽表にて「正味高」の記入工合とはその意匠の大に類似する所があると思はれます。

本論に戻りまして第(7)表の(甲)及(乙)を見ますれば、財政一覽表の右側にこれ迄と異りて控除額なるものが記録せられて居ます。即ちその(甲)にては「滞貸準備高」その(乙)にては「被服代減却高」「器具代減却高」及「家屋代減却高」これでありませぬ。今(甲)

表にてその財産種目は甲某へ及乙某への貸金であります。元來貸金は其の全部が必ず皆済するものとは限りませぬ。殊に親類や知人への貸金は、其の全部の皆済するものは一層當てになりませぬ。それゆゑ、これ等の貸金は一應は財産の種目として財政一覽表へ掲載はいたしますけれども、その内、或は貸倒れになるかと想像するものは財産の總額より之を控除いたして、その殘餘の金額を正味の財産高と諦め置くの必要があります。右の(甲)表にて「滞貸準備高」と記録してありますのは即ちそれでありませぬ。若し斯様に豫め諦め用心して置きませぬときは、後日に至りて事實上貸金が取立不可能に相成りました場合に、この貸金に甚しき未鍊が残りまして動もすれば義理も情けもなき無理非道を先方へ仕向けることにならぬとも限りませぬ。かく申しますれば、この控除額は初めより貸金と差引きを立て、貸金をばそれ丈少額に引下げて財産種目に列記することも亦一案でありませぬ。併しこの案にいたしますれば貸金をいたして居るとの事實を記録より全く抹消することに相成るの外に、この貸金は尙未だ明かに取れぬとは極りませぬのであるから、尙ほ以て早きに失するの嫌があります。然るに、右の(甲)表の形式に依りますれば、貸金は貸金としてその事實を記録に残し、それが若し返

濟されぬときの用心にとて、假りに若干金額を財産總額より控除準備してあると云ふ財政の情體を示して居るのであります。

次に右の(乙)表にて、元來被服や器具や家屋の如き財産は、購入新調當時の價格を何時迄も持續するものではありませぬ。これ等の價格は年々歳々は愚か、毎月毎日否毎時毎分秒にその價格を遞減するものであります。それゆゑ、財産種目として計上いたすには、一應その新調購入代價を以て評價いたしますけれども、これ等に對しては時日の經過と同時に、その價格の減却する程度を概算いたして、財産總額より控除し置くの考案がなければなりません。即ち、この(乙)表にては、これ等の減却高を表の右側に掲載いたして、それ丈財産の正味高に遠慮用心が記録されて居ります。茲にも亦何故にこの減却高を被服や器具や又家屋それ／＼の當初の價格より差引いたさぬかと云ふに、この場合にその減却高は正確に何程なるかの計算は、殆ど不可能迄に六ヶ敷く相成りますから、斯様な取計らひに出でたのであります。況して此形式に依りますれば、財産各種目の當初の價格が何時迄も記録に残ると云ふ便益もあるからであります。

序でに財産の減却高を定める方法の概要を述べませう。この方法には種々あ

ります。其最も簡單なものは、物品の原價をその保存年限にて除算することであり、ります。例へば、被服一着の代價が貳拾圓で、それが凡そ五ヶ年間は着らるゝといひます。たしますれば、毎年の減却高は四圓で、毎月の減却高はその拾貳分の壹即ち參拾參錢參厘に相當すると云ふが如きであります。右の(乙)表にて、被服及什器は各保存年限を五ヶ年と見て、原價の貳割を減却し、又家屋は保存年限を貳拾年と見て、原價の五分を減却して、同表は既に一ヶ年の時日を経過したるときの財政情體を示した所であります。又被服の内でも第一等の正装束とあれば、その年限と云はんよりは、寧ろその着用度数により減却高を計算するを以て穩當とするものもありませう。又この度数と申しても、着用後に自動車か馬車にて外出したるときと、俥や或は徒歩にて外出したるときには、被服の價格減却高に相違が生じませう。特に御婦人の被服にはこの相違が甚しいかと思はれます。かく申しますれば、序でに知り得たる事實として、彼の俥賃であります。俥賃の如きは一應五體の運搬賃と解釋いたします。併しその或る部分は被服の價格減却高節約の爲にする經費或は維持費と見ても差支へないと云へませう。又自動車の「タイヤ」「ゴム輪」如きは、保存年限なるものと、その價格減却高とは大した關係はありませぬ。この場合に寧

ろ自動車を運轉する哩數に堪へ得る最大限度より打算して、「タイヤ」の價格減却高は定めねばなりません。靴の如きもその類であります。即ち靴は履かずに大切に仕舞ひ置けば、何年でも新調當時の價格を保ちます。併しいざ一步でも履きますれば、それ丈價格を減じます。仍てこの減價の理由を半解いたしますれば、動もすれば五體の一舉一動必ず財産の價格減却に影響することゝのみに考へ違ひいたしまして、その人の氣質性分が、自然に因循不活潑に陥らぬとも限りませぬから、以上價格減却云々の話は篤と心して考へねば飛んだ間違ひが起ります。

元來財政情體を記録表示する場合に、或る財産種目の減價を何程に計算すべきかは、甚だ厄介な問題であります。それゆゑ、家事の會計に於てはこの問題には何等接觸いたさぬでも會計の整理法があると思ひます。それは被服器具或は家屋等の財産に對しては、これが修繕補充若くは維持の費用として、毎年一定額、依て毎月その月割額を豫算準備し、但この費目に對しても亦例の通りに別冊の預金通帳を使用して、これ等財産の補充修繕乃至維持の爲には少しも惜みなく、この費目より支出いたすのであります。かくいたしますれば、以上各種財産の價格減却高は強ち之を控除するにも及ばなくなりませぬ。左記第(8)表はこの理由の大要を説明

せんが爲御覽に供します。

(8) 減價償却不必要の場合説明表

| 年次 | 摘 | 要 | 毎年新調費 | 年價 | 末格 | 毎減 | 年價 | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 1年初 | 100 | | 100 | | | | | |
| 1年末 | 80 | | | | 80 | | 20 | |
| 2年初 | 100 | | 100 | | | | | |
| 2年末 | 60 | 80 | | | 140 | | 40 | |
| 3年初 | 100 | | 100 | | | | | |
| 3年末 | 40 | 60 | 80 | | 180 | | 60 | |
| 4年初 | 100 | | 100 | | | | | |
| 4年末 | 20 | 40 | 60 | 80 | | 200 | 80 | |
| 5年初 | 100 | | 100 | | | | | |
| 5年末 | 0 | 20 | 40 | 60 | 80 | | 200 | 100 |
| 6年初 | 100 | | 100 | | | | | |
| 6年末 | 0 | 20 | 40 | 60 | 80 | | 200 | 100 |
| 7年初 | 100 | | 100 | | | | | |
| 7年末 | 0 | 20 | 40 | 60 | 80 | | 200 | 100 |

今假に毎年初めに壹百圓の被服を必ず新調する定といたして、其保存年限を五ヶ年と豫定し、即被服は毎年貳割の價格を遞減するといはせう。仍て初年末に被服の價格は八拾圓でありますが、貳年末には此八拾圓より貳拾圓引き、即ち六拾圓にその年初に新調した被服壹百圓の貳割引き、即ち八拾圓が加はつて、二口合計壹百四拾圓に成ります。而して三年末にはこの壹百四拾圓より四拾圓引き、即ち壹百圓にその

年初に新調したる被服壹百圓の貳割引き、即ち八拾圓が加はりまして、三口合計壹百八拾圓と相成ります。而して四年末に至ればこの壹百八拾圓より六拾圓引き、即ち壹百貳拾圓にその年初の新調費壹百圓の貳割引き、即ち八拾圓が加はりまして、四口合計貳百圓となり。所がこの年以後の毎年末には、この貳百圓なる一定額を何時迄も持續して參りますから、若し被服費として毎年初めに壹百圓の支出を怠らずといはしたならば、被服てふ財産には別段價格減却なる控除額を準備せずとも、必ず貳百圓の價格を何時までも持續するの計算に相成ります。家屋の如き財産に對してこの會計取扱法は最も恰當かと存じます。右の説明にては毎年初めに必ず一定額を支出すべき様にと申述べましたけれ共この一定額は必ずしもその全部を一舉に支出するにも及びませぬ。新調なり補充なり或は修繕なりに、若し支出を要するときは何時にても支出に差支へない様に別口の預金通帳を以て平素之を準備してさへ置けば、被服器具或は家屋等の財産は、新調又は購入原價を以て財政一覽表に計上記録いたして敢て差支へなき場合があります。却説財政一覽表の形式を尙二三追加いたしませう。凡そ人の一生涯には吉凶禍福が交るゝ起ることを常といはします。それゆゑ不時の出來事に際して財

財政一覽表 (甲)

| 財産種目 | 金額 | 控除及正味高 | 金額 |
|-----------|-----|-------------|-------|
| (1) 現金 | 150 | (4) 臨時出費準備高 | 100 |
| (2) 銀行預金 | 400 | | |
| (3) 其他諸財産 | 300 | (正味財産高) | (750) |
| | 850 | | 850 |

財政一覽表 (乙)

| 財産種目 | 金額 | 借財、控除、及正味高 | 金額 |
|-----------|-------|---------------|-------|
| (1) 現金 | 20 | (5) 被服及器具代減却高 | 60 |
| (2) 被服及器具 | 300 | (6) 未拂屋賃 | 15 |
| (3) 郵便貯金 | 200 | (7) 未拂臺所用品代 | 30 |
| (4) 甲某へ貸 | 500 | (8) 臨時出費準備高 | 50 |
| | | | 155 |
| | | (正味財産高) | (865) |
| | 1,020 | | 1,020 |

政上少しも狼狽せぬ様平素からこの臨時の出費に堪ふるが爲の準備がなければなりません。第(9)表の(甲)及(乙)兩表にて、臨時出費準備高とあるのは即ちそれでありませぬ。

凡そ一家の財政情體を記録表示するに當りて、その所有する財産種目を列擧したる總額より、借財或は曩に述べました滞貸準備高或は減價償却高を控除し、然る後の殘額を以て直に「正味財産高」と

信じますのは、尙未だ多少正確を缺くと云はねばなりません。何となれば、若し何事か不時に起つてその爲出費を要する場合には、この「正味財産高」は忽ちにしてそれ丈減額を來たすからであります。

而してこの不時の出來事なるものは、自身の家庭内とは限りませぬ。或は親類中に或は恩人又は知人の爲に、或は國家社會の爲にも起りますので、時折りの援助報恩寄附慈善喜捨等は是非にも惜むことの叶はぬ場合があります。故に財政一覽表を作成する場合に、その「正味財産高」の内或部分はこれ等の出費に充つるの考へを以て準備することが肝要だと信じます。又この準備金なるものも亦正味財産高をそれ丈減却するの費目でありますから、他の控除高と同様に、之を一覽表の右側に記録すべきことは勿論であります。

更に第(10)表に就き、(14)項の「滞貸準備高」までにて一應小計をいたし、(15)項の「臨時出費準備高」はその下に改めて記録いたしましたのは、(10)項以下(14)項までは左側の財産總額より必ず控除を要する既定の金額なるに反して、(15)項の「臨時出費準備高」は將來の出來事を豫想いたしました尙未定の金額であります。それゆゑこの豫想がいよゝ事實に相成りますまでの期間は、當然「正味財産高」と見て敢て差支へはない

(11)

財政一覽表

| 財 産 | 金額 | 借財,控除,正味高 | 金額 |
|----------|--------|-------------|---------|
| (1)家屋 | 2,500 | (7)諸借金 | 5,500 |
| (2)地所 | 2,000 | (8)未拂利息 | 300 |
| (3)某會社株券 | 1,200 | (9)小口諸未拂金 | 150 |
| (4)銀行預ケ金 | 2,000 | (10)家屋代減却高 | 25 |
| (5)諸貸金 | 3,500 | 小計 | 5,975 |
| (6)未收利息 | 200 | (11)株券下落準備高 | 24 |
| | | (12)滯貸準備高 | 175 |
| | | (13)生計費準備高 | 100 |
| | | 計 ¥299. | |
| | | (正味財産高) | (5,126) |
| | 11,400 | | 11,400 |

諸貸金の内回収の見込が疑はしいものがあるとは云へ、その程度が餘りに甚しくないと假定いたしました所よりして、試みに如此記録を御覽に供した次第であります。

以上にて財政一覽表の形式大要は御了解下さつたと存じますが、尙茲に附言いたしますことは、一覽表の中途に小計を行ひ、或は「正味財産高」若しくは「正味借財高」を特に朱書いたしました。これ等は財政一覽表を成るべく通俗眼に解り易く説明せんが爲の方便に供しました次第で、實際にはこの小計は強ち之を行はず、又朱書の項目は其の他の項目と同様に、墨書の儘之を

(10)

財政一覽表

| 財 産 | 金額 | 借財,控除,正味高 | 金額 |
|------------|-------|---------------|---------|
| (1)現金 | 30 | (10)丙某の借金 | 300 |
| (2)銀行預金 | 1,000 | (11)同借金未拂利息 | 30 |
| (3)公債及株券 | 850 | (12)被服及器具代減却高 | 50 |
| (4)家屋 | 2,000 | (13)家屋代" " | 20 |
| (5)地所 | 1,500 | (14)滯貸準備高 | 50 |
| (6)被服及器具 | 500 | 小計 | 450 |
| (7)甲某へ貸金 | 200 | (15)臨時出費準備高 | 100 |
| (8)同貸金未收利息 | 20 | | |
| (9)乙某へ立替金 | 100 | (正味財産高) | (5,650) |
| | 6,200 | | 6,200 |

のであります。依て如此記録いたしました。

最後に第(11)表に就き、(11)項の「株券下落準備高」は、御存じの通り株券の相場は毎日變動極りなきもので、若し所有の株券相場が購入原價より騰貴の場合は喜ばしいが、併し若し下落の場合はその反對に甚だ苦痛心配なものであります。而してこの苦痛心配を成るべく少なくせんが爲には、平素より斯様に準備控除高を豫想して、以て「正味財産高」をそれ丈少額に諦め置くのであります。又(12)項の「滯貸準備高」を第(10)表に於けるが如く宛がら「正味財産高」の内へ合算するが如き形式に記録いたしましたのは、この場合

列記いたすのであります。而して追々目慣れて参りますれば、かく特筆朱書せずとも容易に了解納得ることが出来るのであります。

以上所述の財政一覽表は、毎月末に一回づつ作ることに定めますれば甚だ結構であります。若しそれが煩雜に堪へぬとありますれば、毎貳ヶ月若くは参ヶ月に、或は毎半年若くは不得已は毎年一回は、少くとも之を作成するの必要があります。所が今茲に第一回の財政一覽表が出来まして、次に第二回の一覽表が出来ました。曉には、この第二回の一覽表は必ず第一回の一覽表とは異りたる財政情體を示し、又第三回の一覽表は第二回の同表とは更に又異りたる、財政情體を示すことに相成りませう。

元來或る結果に對しては必ず其の源因がなければなりません。即一家の財政情體が第二回の一覽表に示されたる結果に到達したに就ては、第一回の財政情體が其間に如何なる變化異動を生じた爲であるか、その逕路筋道を知悉することは、必要有益であり、且又多大なる興味の伴ふこと、信じます。何となれば、若しこの源因と筋道とを究めずして、唯その結果だけを見るのみに満足するのであります。たならば、折角苦心作成したる財政一覽表も、將來の家計を營む上に、その參考資料

たる價値の大部分を無くすることに相成るからであります。仍て以下尙話を進めて、財政變化の筋道を記録する方法、併し唯その大要のみを述べませう。尤この記録法を正式に説明いたすことは、彼の複式簿記法の講義に相成りますので、僅少時間内には到底述べ盡すことは叶ひませぬ。依て茲には御素人にも多分御解りにならうと思はるゝ大體の要領のみに留めます。

先づ某一家の財政情體の出發點即ち第一回に作成したる財政一覽表を、假りに前掲第(9)表の如しと定めませう。仍てこれを今一應茲に繰返して表示すれば、左記第一表中ゴシック書體記録の通りであります。さて此の家庭の財政上に、今左の通り變化異動が起つたと假定いたします。

- (1) 本月分給料を現金にて受入る 貳〇〇圓。
- (2) 臨時手当を現金にて受入る 五〇圓。
- (3) 現金の内預ケ金となす 壹五〇圓。
- (4) 家賃を現金にて支拂ふ 四〇圓。
- (5) 臺所諸費を現金にて支拂ふ 壹〇〇圓。

以上五個の出來事を如何に記録するか。それは左記第一表中並書體にて記録

第二則 第一則の各項を旨として増減の記録を行ふこと、但毎出來事の結果記

録後に於て、一覽表左右兩側の合計は常に必ず相等しきことを要す。

今右の第二則但書を固守する其の結果として、毎出來事の記録は左記十四項の内、孰れか其の一に該當いたすことに相成ります。而して茲に特に御注意いたしたいのは、出來事の一つ毎に必ず二ヶ所に記録さるゝと云ふ特色が伴ひますのであります。

- (1) 資産が増すと同時に負債が増す。……………上段左側(+)と上段右側(+)
- (2) 資産が増すと同時に益が増す。……………上段左側(+)と下段右側(+)
- (3) 資産が増すと同時に損が減る。……………上段左側(+)と下段左側(-)
- (4) 資産が減ると同時に負債が減る。……………上段左側(-)と上段右側(-)
- (5) 資産が減ると同時に益が減る。……………上段左側(-)と下段右側(-)
- (6) 資産が減ると同時に損が増す。……………上段左側(-)と下段左側(+)
- (7) 負債が増すと同時に損が増す。……………上段右側(+)と下段左側(+)
- (8) 負債が増すと同時に益が減る。……………上段右側(+)と下段右側(-)
- (9) 負債が減ると同時に損が減る。……………上段右側(-)と下段左側(-)

- (10) 負債が減ると同時に益が増す。……………上段右側(-)と下段右側(+)
 - (11) 一種の資産が増すと同時に他種の資産が減る。……………上段左側(+)と上段左側(-)
 - (12) 一種の負債が増すと同時に他種の負債が減る。……………上段右側(+)と上段右側(-)
 - (13) 一種の損が増すと同時に他種の損が減る。……………下段左側(+)と下段左側(-)
 - (14) 一種の益が増すと同時に他種の益が減る。……………下段右側(+)と下段右側(-)
- 右は一瞥甚だ複雑を極むる様にも見へますけれども、少しく冷静に觀察いたしますれば左程でもありません。畢竟總ての場合を網羅いたしますから斯様に複雑に相成ります。實際に起ります場合はこの内唯僅かの同じことが屢々繰返さるのみであります。さて右の原則を前に第一表に記録いたした(1)乃至(5)の毎出來事即ち假設例に應用説明いたしますれば

- その(1)は 第二則の(2)項に その(2)は 第二則の(2)項に
- その(3)は 第二則の(11)項に その(4)は 第二則の(6)項に
- その(5)は 第二則の(6)項に 相當いたします。

かくて前掲五個の假設例を記録したる結果を示しますれば、次の第二表中ゴシ、ク書體の記録通りであります。而して茲に注目すべきことは、此の記録法を續行

財政一覽表

(二)

| - 資産 | | 負債 - | |
|-------------|-----------|-------|-----------------|
| 現金 | (6) - 60 | 110 | 臨時出費準備高 100 |
| | (7) - 20 | | |
| | (8) - 8 | | |
| | (10) - 22 | | |
| 銀行預金 | (9) - 450 | 550 | (差引正味財産高) (750) |
| 其他諸財産 | | 300 | (差引残 110) |
| (7) 被服費 | 預金 | + 20 | |
| (8) 諸税 | 預金 | + 8 | |
| (9) 公債 | 證書 | + 450 | |
| (10) 郵便 | 貯金 | + 22 | |
| | | | |
| | | | |
| (4) 家賃 | | 40 | (1) 本月分給料 200 |
| (5) 臺所諸費 | | 100 | (2) 臨時手當 50 |
| | (差引残 110) | | |
| (6) 主人及主婦小遣 | | + 60 | |
| | | 1,100 | 1,100 |

四六

する間に、一覽表の上段なる「資産」と「負債」との差引残高は、表の下段なる「損」と「益」との差引残高に常に相等しく、但その不足する側面が上段と下段とは其所を反對にいたすのであります。上記第二表にて「差引残高」壹壹〇圓と記録しあるは、假設例第(5)迄を記録し了りたる所に、試みに計算いたしたのであります。此

の差引残高なるものは、甚だ重要有益なる金額であると云ふのは、この場合に「正味財産高」が従來の七五〇圓なりしに、尙この「差引残高」壹壹〇圓丈追加さるべき計算と相成りまして、即ち現在の「正味財産高」は二口合計八六〇圓に相成ることを示すのであります。尙假設例を追加いたして、

- (6) 主人及主婦小遣を現金にて支拂ふ 六〇圓。(第二則(6)項)
 - (7) 被服費月割額として現金を銀行へ預入る 貳〇圓。(第二則(11)項)
 - (8) 諸税金月割額として現金を銀行へ預入る 八圓。(第二則(11)項)
 - (9) 銀行預金を引出し公債證書を買入る 四五〇圓。(第二則(11)項)
 - (10) 郵便貯金として現金を支出す 貳貳圓。(第二則(11)項)
- 而して以上各假設例記録の有様は、第二表にて並書體の示す通りであります。かくて前掲第(10)迄の假設例を記録したる結果を示すときは、次の第三表中ゴシック書體の記録通りであります。茲に例の上段なる右側の「差引残高」五〇圓は下段なる左側の「差引残高」と相等しく、而してこれは第(10)迄の假設例を記録したる結果としてその間の「正味財産高」の増加金額であります。尙引續き假設例を加へまして
- (11) 甲某より現金を借入る 壹五〇〇圓。(第二則(1)項)

財政一覽表

(三)

| —資産— | | —負債— | |
|-------------|------------|------------|--------|
| 現金 | (11)+1,500 | 臨時出費準備高 | 100 |
| | (12)+ 5 | (差引正味財産高) | (750) |
| | (13)+ 100 | (差引残 50) | |
| | (14)+ 460 | (11)甲某の借金 | +1,500 |
| | (15)-2,000 | | |
| 銀行預金 | 100 | | |
| 其他諸財産 | 300 | | |
| (7)被服費預金 | 20 | | |
| (8)諸税預金 | 8 | | |
| (9)公債證書(14) | -450 | | |
| (10)郵便貯金 | 22 | | |
| (15)土地 | +2,000 | | |
| | | —損益— | |
| (4)家賃 | 40 | (1)本月分給料 | 200 |
| (5)臺所諸費 | 100 | (2)臨時手當 | 50 |
| (6)主人及主婦小遣 | 60 | (12)公債利札收入 | + 5 |
| (差引残 50) | | (13)雜收 | + 100 |
| | | (14)公債賣却利得 | + 10 |
| | | | 1,100 |
| | 1,100 | | |

(12) 公債證書利
札を現金に
て收入す
五圓。(第二
則(2)項)
(13) 雜收入とし
て現金を受
入る 壹〇
〇圓。(第二
則(2)項)
(14) 公債證書購
入原價四五
〇圓のもの
を賣却して
現金を收入

(15) 土地を買入れ代金を現金にて支拂ふ貳〇〇〇圓。(第二則(11)項)
而して以上の各假設例記録の有様は、第三表中並書體の示す通りであります。
更に又右第(15)迄の假設例を記録したる結果は、次の第四表中ゴシック書體の示す
所であります。この處迄にて例の上段及下段なる「差引残高」壹六五圓は尙以て左
右兩側にて相等しく、而して此の金額は「正味財産高」の夫れ丈増加したることを示
すのであります。

- 尙假設例を加へて
- (16) 長男學資として現金を送金す 五〇圓。(第二則(6)項)
- (17) 交際及弔慰費として臨時出費準備高より補充の上銀行預金を引出し支拂ふ
參〇圓。(第二則(10)項及(6)項)
- (18) 被服費として同預金の内より支拂ふ 壹〇圓。(第二則(6)項)
- (19) 諸税金として同預金の内より支拂ふ 七圓。(第二則(6)項)
- (20) 女中給金として現金を支拂ふ 壹〇圓。(第二則(6)項)
- (21) 現金残額を郵便貯金となす 五圓。(第二則(11)項)

(五) 財政一覽表

| —資産— | | —負債— | |
|-------------|--------------|---------------|--------------|
| 現金 | 0 | 臨時出費準備高 | 70 |
| 銀行預金 | 70 | (11) 某甲の借金 | 1,500 |
| 其他諸財産 | 300 | (正味財産高) | (750) |
| (7) 被服費預金 | 10 | (差引残 88) | |
| (8) 諸税預金 | 1 | | |
| (10) 郵便貯金 | 27 | | |
| (15) 土地 | 2,000 | | |
| —損— | | —益— | |
| (4) 家賃 | 40 | (1) 本月分給料 | 200 |
| (5) 臺所諸費 | 100 | (2) 臨時手當 | 50 |
| (6) 主人及主婦小遣 | 60 | (10) 公債利札收入 | 5 |
| (16) 學資 | 50 | (13) 雜收入 | 100 |
| (17) 交際及弔慰費 | 30 | (14) 公債賣却利得 | 10 |
| (18) 被服費 | 10 | (15) 臨時出費準備補充 | 30 |
| (19) 諸税金 | 7 | | |
| (20) 女中給金 | 10 | | |
| (差引残 88) | | | |
| | <u>2,715</u> | | <u>2,715</u> |

及下段の差引残高八八圓は、相變らず左右兩側に相反して出現し、而かも其の金額は互に相等しきことを示して居ます。而して此の差引残高八八圓は、此の場合に從來の「正味財産高七五〇圓に追加すべきものたることは既に度々申述べたる通り

(四) 財政一覽表

| —資産— | | —負債— | |
|-------------|------------------------------|---------------|--------------------|
| 現金 | (16)-50 (20)-10 (21)-5 | 65 | 臨時出費準備高 (17)-30 |
| 銀行預金 | (17)-30 | 100 | (差引正味財産高) |
| 其他諸財産 | | 300 | (750) |
| (7) 被服費預金 | (18)-10 | 20 | (11) 某甲の借金 |
| (8) 諸税預金 | (19)-7 | 8 | 1,500 |
| (10) 郵便貯金 | (21)+5 | 22 | (差引残 165) |
| (15) 土地 | | 2,000 | |
| —損— | | —益— | |
| (4) 家賃 | 40 | (1) 本月分給料 | 200 |
| (5) 臺所諸費 | 100 | (2) 臨時手當 | 50 |
| (6) 主人及主婦小遣 | 60 | (10) 公債利札收入 | 5 |
| (差引残 165) | | (13) 雜收入 | 100 |
| (16) 學資 | 金 + 50 | (14) 公債賣却利得 | 10 |
| (17) 交際及弔慰費 | + 30 | (15) 臨時出費準備補充 | + 30 |
| (18) 被服費 | + 10 | | |
| (19) 諸税金 | + 7 | | |
| (20) 女中給金 | + 10 | | |
| | <u>2,715</u> | | <u>2,715</u> |

以上の各假設例記録の有様は、第(四)表中並書體の示す通りであり、すが尙この第(四)表を今一應整理の上其の結果を示すときは次の第(五)表と相成り、而して例の上段

りであります。

元來以上の假設例(1)乃至(21)迄の記録には、可なりに面倒煩勞が懸りましたが、此の面倒骨折は抑も何の爲に懸けたのであるかと申しますと、夫れは一家の財政情體の或る出發點より踏み出しまして一定期の後、例へば一ヶ月二ヶ月三ヶ月半年或は一ケ年の後に作成した財政一覽表が、初めの出發點とは必ず異つた財政情體を示しました其時に、この異つた結果は如何なる逕路を通過したか爲めに如此であるか。即ち、一の結果に對して其の原因は何であつたのであるか。この原因或はその筋道を究めたいと云ふのが、抑も如此面倒煩雜な記録を敢行した所以であります。仍て今右の第五表を御覽下さい。この目的は正しく仕遂げられたことに相成つて居ります。と申すは、此の第五表で、正味財産高は第一表中のゴシック書體を以て示されたる財政出發點に比較して、結局八八圓を増加したることに見られますが、この八八圓は如何なる原因により、又如何なる筋道を通過して如此に到達いたしましたのであるか。その詳細は此の表の下段なる「損益」の左右兩側に注目いたしますれば直に明瞭に相成ります。これで骨折り甲斐がありましたので、實に面白いではありませぬか。複記式簿記法の效用長所或は其の妙味は全く茲に

存するのであります。

私は家事の會計に帳簿記録は成るべく之を避けたいとの希望を以て、其の方法に就き以上の如く纏々卑見を吐露いたしました。然るに御話の半ば過ぎて後は、又々財政一覽表上にて其記録法に就き頗る長談義を試みましたのは、前後甚だ矛盾の様にもあります。併し、是には理由があります。と云ふのは、今日普通の家計簿記書にて要求いたして居ますのは、現金出納帳や費目の内譯元帳や又月計表等を記録作成するにありますが、帳簿の數は稍々備はつて居る様でありますけれども、其記録方式は、記帳の幼稚原始的時代に屬する單記式であります。それゆゑ煩勞のかゝる割合に種々の點に於て短所缺陷あることを免れませぬ。仍て私が推奨鼓吹せんことを欲しますのは、家事の會計にも亦單記式ではなく、須らく複記式簿記法を採用せしむべしと主張することにあるのであります。尤も正式に複式簿記を稽古せんとならば、少くとも數ヶ月を其道に費さねばなりません。併し唯その大意のみを加味配劑したる方法を成るべく素人解りのいたす様に、且又手の省ける丈は記帳を省略する様に考察工面いたして申述べますれば、即ち以上所説の如くであると云ふのであります。仍て右に御覽に供しました種々の書式及

その記録法は、何れも複記式簿記法に基きましたもので、又冒頭に示しました彼の收支豫算表にて、其の收入と支出とが左右其所を異にしたるが如きも、實は同表の形式を複記式簿記法流に装はんと希望があつた爲であります。

短時間に無理とは思ひながら、可なりに分量を過ぎて、而かも訥辯を以て御話しいたしましたが爲め、十分には御解り下さらない點が多々ありましたかと存じます。併し何事に限らず、實際の事は講義通り易く且旨くは參らぬのが普通であります。それゆゑ、以上の御話も其の大要丈なりとも、彼方此方御了解下さりませれば、何時かは何等かの御参考にもならうかと、かく期待する丈に、ても私にとつては多大なる欣快であります。最後に皆様の長時間御清聴下さいましたことを深く感謝いたします。

家事の會計及記帳法に就て終



○明治三十六年卒業

記念茶話會記

小池キヨ

私共の卒業しましたのは、近く昨今の事と思つて居ましたが、早既に十五年といふ多い數の歲月を過ぎてゐたので吃驚しました。單に十五年と申せど月日は五千四百幾回といふ回轉數を重ねて居ます。回顧すると洵に遠い永い旅路をよくまあの通り越して來た物だと、今更ながら神佛の恩寵の厚かりしことに氣が付き、何とも云へぬ感謝の念に堪へませぬ。

私共は卒業してから十五年も經過してゐたの

かと、今更の様に感じて吃驚したのは事實であります。そこで人情は不可思議なものかなと思ひました。さりながら此吃驚!!、其處に大なる意義があり、其處に麗しい無絃の琴線が弾かれてゐるやうに思ひました。越州の鳥は南枝に巢ふし、胡國の馬は北風に嘶くと云ふ事であるが、何程の時間を隔てようと、何程の空間が遮らうと、乃至は紅顔の少女が白髮の老婆に變らうと、絶えて變らぬは人情なりけりであります。祖國を懐ひ祖郷を慕ふの情には、時處位の差別はなく貴賤貧富の區別もありません、古來多くの例に徴してその郷土に對する特殊の眞情

は、發露の形は幾様にも變れど、その真相に至つては終始一貫昨も今と變りませぬ。其の真情に變化はないが、時間と空間とは容赦なく進轉して行くから、そこで吃驚が對時間對空間の隔絶から起るやうである。して見ると吃驚の裡には麗しい真情が潜んでゐる譯であります。私共は此意義の吃驚を日々夜々永久に味つて行きたいし、そして故國祖郷に對しての追懷をも常に新に行きたい。

三千世界は廣しと云へど、師の君父母の君達のおはし、振分髪の友學びの友乃至は山川風月の友達までも亦皆揃うて居る處は、獨この狭い私共の故郷の他にはありません。古來幾多の人々が述べましたが私は更に茲に繰返して述べたい。私達は、其郷土に歸つては眞の子供に立返り、又其子供扱にされる場合にのみ故郷の眞意義が味はれます。私共が卒業の時を記念した

に業を卒へて巢立ち、東西南北に各惜しき別を告げしは、過にし明治三十六年の春なりしが、それが既に十五年の昔であつたとは。お互が公務や私務に没頭し、ありし昔の面影もうすらぎ、數多の愛兒を擁し、自らは頭に二筋三筋の霜さへ見られて變つてゐるに氣付かない。其處にも亦彼の深い吃驚が潜んでゐます。お互は茲に此時間の賜たる吃驚を味ひながら、益盛んに公私の本務に活動して居給へる、活々した其雄姿に接せんものごと、卒業後十五年記念の茶話會に賛同されました。

會は去る七月二十八日の日曜を卜し、上野精養軒に設けられた。待ちに待たれた當日の事として、定刻前に早や既に大方集られました。先生方の方にては、先登第一が齋藤先生で、次で前校長の中川先生、それから岩川、森、町田、野口、荒木、喜多見、瓜生、佐方、神田等の諸先

いと云ふのも、畢竟は此意義からであります。隨て記念日の追憶は無限に繰返して行きたい。が併し實際に於ては同級各員全部打揃うて一堂に會合し、共に追懷を新に語り合ふ事は、年々に繁りゆく世務の支障に妨げられ、好機會は中々にありませぬ。處がいかなる神の引合せか、或日在京の同年出身者相寄り、斯かる意味の會合を實現したいとの話が出て、それが此度實行の機會となつた事は嬉しかつた。

願へば茗溪の天地こそは、私達に取ては終生忘れ難き第二の故郷であります。都色漲れる中央の天地に、樹木茂り、江水緩やかに流るゝ、其丘の上に、臺重なる一簇の學園こそは、四年の間、有難き師の君達の指導を受けつゝ、机を並べて學の道にいそしみ、食堂に集つては他愛もなき無邪氣の話に嬉々として興じ合ひ、かくして寢食を同じうし、安らかに育てられた御互が、共

生順次に御出席があり、會員の方にては、秋田か



の出席でありました。互に久闊を述べ昔を偲べど相貌の變化には互に嬉涙の吃驚で花が咲いた。先生方の昔と變らせられぬ御話ぶりには、恰も子供が慈母を取巻き、頭でも撫でられてゐるかの様に思はれて

嬉しかつた。時は真夏の頃とて、夏木立の茂れる庭園に、彈蟬の響喧しかりしも、夏は炎天こそ却つて嬉しく、木陰に涼風を味ふの愉快さは夏ならではこの感を新に覺えました。

時刻を計らひ、後の記念にとて其時の撮影をしましたが、岡田先生のみは御都合の爲其時間に間に合ひ給はざりし事と、先生方にて御招待申上た中にも二三御欲席の方もあり、又は遠く故人に化し給ひて御招待申上る術なき御方さへ二三おはし、會員中にも

が又それでありました。之のみは吳々も遺憾であり、唯一の恨事で云ふべき言葉さへ出ません。が之のみは何程思ふても是非ない事でありませぬ。撮影が済んでから、例の記念の寫眞帖「しのぶぐさ」を順次回覽に供し、四方山の珍談が湧出て來ました。間も

なく食堂が開かれた。

打合せのプログラムに因て長谷川ため子の君より開會の挨拶があり。之に對して岩川先生の鄭重なる御答詞があり。ついで

開催の挨拶を申上げ、それから私より閉會兼二次會第二次會の幕に移りました。

溢茶を喫りながら、各自思ひの感想談を自由にさらけ出さんどて、テーブルスピーチが始りました。先づ隗より始めよとの嚴命で私が皮切役を勤めました。それから

一句一語の進み行くにつれて、日頃の鍛鍊や現れけん、空行々雲も耳を澄せ、裏の森より天女が舞出す思がしました。感興は益佳境に入りましたが之を最後とし

て、三々五々の自由談話が始まり過去十五年來の追懷談で持切りました。興は果しなく盡きませぬが時間は無情にも容赦せぬで、早既に初更は過ぎてゐた。そこで遠方の方もある事で殘惜しいが割愛して此日は之にて打切る事にしました。此時瓜生先生は、また十五年経つたらごう

か此日の様な愉快な會合をして下さいとの御挨拶、時計の針の廻るを眺めての此お言葉、私は此一語を真情の表象だと思つて嬉しく感じました。私は祈りました、どうか私共は十五年は愚か無限に次々の十五年記念會を續行したいと。其時齋藤先生は、次の記念會、之を待つは歡樂の悲哀じやと仰せられました。斯くして先生方を御見送り申し、それから各自愉快を土産にして再會を期して別れましたのは九時過でありました。

記念茶話會の様は大略左の通りであります。尙此會に賛同者の心情氣分の現れて居るのは當日の記念寫眞帖「しのぶぐさ」であります。今其の「はしがき」を紹介して筆を擱きます。

越島南枝に宿り、胡馬北風に依望すさか、人は到る處に青山ありさいへど、幾度思つても、常に懐しきは、我等が故郷なるかな。

天地は茫洋たりと雖も、父母おはし、師おはし、振分髮の友、學の友、山川風月の友亦皆存する處は獨この狭き我

等が故園なるぞかし。

願へば、彼の若溪の天地こそは、我等に取りては、終生忘れかたき第二の故郷なりけれ。今より十有五年の昔、明治癸卯の歳、春、花の蔭にて袂を別ち、懐しき母校を後にしてより、東西南北その居を異にし、各さまざまに推移變化を受けたらんが、變らぬもその姿なる、同窓の友情こそいさありがたけれ、冀くは今來も今往の如く、終生厥の心の渝るなかんことを。

是に於てか、時に相會して襟懷を語るこそ、豈童に人生の愉快事に止まらんや。因て今茲を機とし、恩師を中心として一日佳會を催せり。されど、悉く集ひがたきふしありければ、爰にこの「しのぶぐさ」を作り、以て現況を知り、過去を偲ぶよすがとなしぬ。



本會記事



○大正八年新年會の記

一月十九日(第三日曜)午後十一時より母校内事務所の階上に開催す。當日は折悪しく朝來風烈しかりしが、熱誠ある會員諸君は既に定刻以前より來會せらるゝもあり、はるく横濱の地より上京せられしもありて、火桶圍みつ、三々五々團樂の笑聲歡語盡くる所を知らず。正午頃に至りては誠に瀟然たる和氣滿堂を包むの概ありて、初春のうたげ又なく樂しく、會衆一同満足此上なく覺えたる事にてありき。

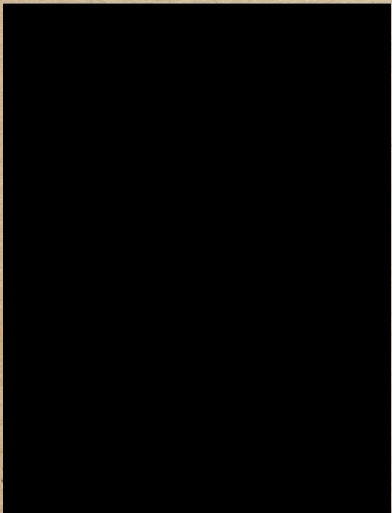
午後零時半頃、佐方主事より當日の司會者としての挨拶ありて午餐の「鮎をり」をひらく。此日客員宮川先生、小西先生、岡田起作先生の兩を冒して御臨席下されし事は、出席者一同の深く感謝せし所なりき。午餐後小西先生即興の御俳句二首を「笹折」のふたにインクもて記し出で給ひて一同に示させらる。

また一つ近くなつたかこくらくぢ

六六人書

當日の餘興は柳家小さんの落語二席にて、「高砂」「千早振」を題せらるゝもの、老練なる笑はせ振りに一同頤を解きつゝ、散會せしは午後三時頃なりき。

出席者左の如し。
客員 岡田起作先生 小西信八先生 宮川保全先生
會員



○主事會記事

△大正七年十一月四日午後五時開會(月曜日)出席者

協議事項

- 一、曩に本會より東夷五郎氏に依頼して調製したる會計用會員名票出來せるにつき本日更に東氏を招聘して右名票使用上の心得につき講話を請ひ出席主事一同聽講す。
- 右の結果、新名票書き入れの爲に是非專任の筆寫生を一時傭入るの必要あるに付至急その人選をなすべきこと。
- 一、東京市内女學校同窓會聯合會發起人より通知に依り本會よりは前回同様塚本ハマ氏出席その決議に従つて相當額の出品を爲すことに決定す

一、臨時主事會を來る十八日に開くこと
△大正七年十一月十八日午後五時臨時主事會を開く出席者

協議事項

- 一、通俗講話會の件
- 時 日 十一月三十日(土曜日)午後一時半より凡二時間
- 講 師 東氏
- 演 題 家事の會計及び記帳に就きて
- 會 場 母校講堂
- 印刷物 千枚(前例に依る)
- 配布の方法 在京櫻蔭會員 作樂會員の一部
小學校の全部 女學校の一部
- 役員 主事全部
- 開會の辭 佐方主事 接待 喜多見さき
- 接待準備 西洋菓子、紅茶 講師其他重なる方
- 二、聯合同窓會の件
- 十一月九日三輪田女學校に開會當會よりは塚本ハマ子氏出席同會創立費用として各同窓會より贈金する事に決議せられ當會よりは金拾圓贈出する事又代表者二名選出する事となりたり
- △大正七年十二月九日午後五時開會(月曜日)出席者
- 一、書記其他へ謝禮の件

○書記へ拾五圓助手へ貳圓其の他は例年の通

二、大正八年新年宴會の件

- 日限 一月十九日 場所 櫻蔭會事務所
- 餘興 落語(上品なる) 若くは福引 會員有志の餘興
- 會費 壹圓貳拾錢 時間午前十一時開會
- 三、東氏へ謝禮の件
- 東氏事務所へ直接問合せ定むる事

○評議員會記事

△大正七年十一月二十日午後五時開會(水曜日)出席者

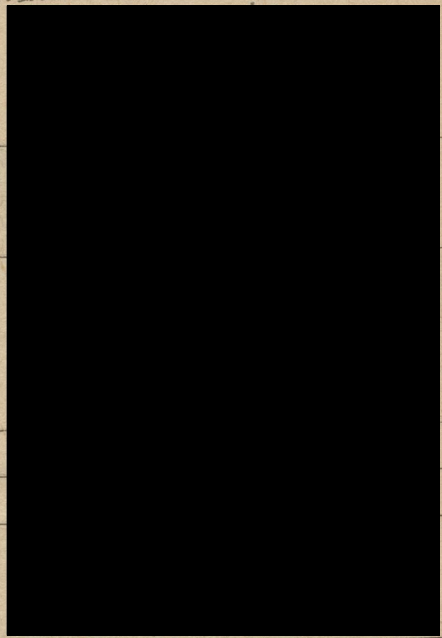
協議事項

- 一、聯合同窓會につき穂積氏の報告ありたり
- 1、聯合同窓會に本會より安井哲氏、塚本ハマ氏を代表者として出席を願ふ事に決す
- 一、通俗講話會の件
- 1、期日時 十一月三十日午後一時半より凡二時間
- 2、場所 母校講堂 3、講師東夷五郎氏
- 4、演題家事の會計及び記帳につきて

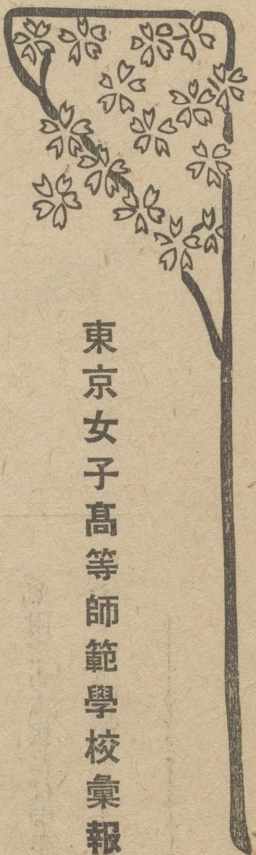
○死亡客員及會員

- 5、準備 印刷物 千枚
- 配布方法は在京櫻蔭會々員 作樂會々員の一部
- 小學校の全部 女學校の一部
- 一、前會協議事項中帳簿出來したる件

○會費完納會員諸君



東京女子高等師範學校彙報



○大正七年十二月以降東京女子高等師範學校職員異動等左の如し

補東京女子高等師範學校生徒監(大正七年十二月二日)
 東京女子高等師範學校教授兼第六臨時教員養成所教授正六位 大江 スミ

陸叙高等官三等(同十二月十六日)
 東京女子高等師範學校教授正六位 理學博士 矢部 吉禎

陸叙高等官三等(同十二月十六日)
 東京女子高等師範學校教授兼教諭正六位 西島 富壽

陸叙高等官三等(同十二月十六日)
 東京女子高等師範學校教諭正七位 保井 コノ

東京女子高等師範學校教諭正八位 成田 順
 陸叙高等官七等(同十二月十六日)
 東京女子高等師範學校教授兼東京美術學校教授從六位 岡田 秀

陸叙高等官四等(同十二月十九日)
 東京女子高等師範學校助教諭兼助教 吉田 キク

依願免本官並兼官(同十二月廿三日)
 植物室勤務ヲ囑托ス(大正八年一月七日) 宮原 よし

地理室勤務雇 稻垣 雄三

願ニ依リ雇ヲ解ク(同一月廿九日)
 叙正四位(同一月三十日) 從四位勳三等 岩川 友太郎

叙從五位(同一月三十日) 正六位 大江 スミ

同 (同一月三十日) 正六位理學博士 矢部 吉禎

同 (同一月三十日) 正六位 西島 富壽



物理化學實驗器具

中等程度學校小
學校用各種あ
り目錄御要
求次第贈
呈仕可
候

株式會社 島津製作所

京都

東京 福岡 大阪 阪



| | | |
|---------------------|-----|----|
| 叙正六位(同一月三十日) | 從六位 | 岡田 |
| 叙從六位(同一月三十日) | 正七位 | 保井 |
| 叙從七位(同一月三十日) | 正八位 | 成田 |
| 雇ヲ命ス(地理室勤務)(同一月三十日) | | 中尾 |
| | | 達夫 |
| | | 順 |
| | | 秀 |

事務所より

本會會員名簿調製につきては成るべく正確を希ひ大につとめ居り候へ共なほ相違多く誠に不本意千萬に存じ居り候就而は昨年末發行の名簿御覽の上御氣附の點につき御深切に御報知下され候方之あり誠に本會の爲ありがたく御禮申上候なほ他の諸君にも御氣附之あり候はば御手数ながら何卒御一報たまはり度御願申上候

品上買御省内宮

僅か一滴で

優に一週間の

芳香を漂はす

原料香水

オリヂナル

些の厭味なく高尚にして

自ら氣品を

高からしむ

カネール本舗

東京水天宮前

株式會社 安藤井筒堂

振替東京二九五〇番
電話 二九四九番



かきり
よき

千代田香油

を召して

毛くせを治し、毛のツヤをよくし、柔らかく素直
に行くやうお手入あそびすが何よりでございます。

東髪でも日本鬚でも御自由で格好よく出
來、どんな風に當つても決してお髪の崩
れる事な、誰人でも御安心できるのは

相應しいお髪の上げぶり

新春の

晴着に

千代田本舗 東京馬場四丁目 山岸三之助 電話三九七三番 振替東京二九五〇番

眞に意義ある小學生の参考書

廣島高等師範學校訓導

友納友次郎先生

同

稻垣國三郎先生共著

小學課外の讀物

近來少年の圖書雜誌多く刊行せらるれども其は唯單に少年の歡心を買ふ事のみ専ら之の努め何等教育的價値を有せず、却つて惡影響を與ふる物甚だ多し。著者兩先生深く之を嘆せられ、教育的見地より兒童の心意發達の程度を顧慮せられ、面白くして且學徳を啓發する眞に意義ある少年讀物たる本書を著はされたり。故に教育諸大家の多大の讚辭を得たり。

廣島高等師範學校訓導

友納友次郎先生

同

稻垣國三郎先生共著

小學課外讀本

菊判全四冊
尋常三四五六年用
定價各金貳拾五錢
郵稅各金四錢

國定教科書は基本學にして本書は其の應用學なり。即ち各學年の生徒の學力の程度にて讀み得る範圍内にて、面白き物語や地理、歴史、理科等の珍らしくして趣味ある材料を集め又美しき寫眞や、挿畫や、地圖等を多く挿入して理解を助けたり。實に家庭讀物としての絶好良書にして、不知不識の間に讀書力及綴文能力を増進せしむるを得べし。

廣島高等師範學校訓導

友納友次郎先生

同

野澤正浩先生共著

小學讀本自習書

尋常科 高等科
三年上 廿五錢 一年上下 卅五錢
三年下 卅錢 二年上下 四拾錢
四年上 卅五錢 四年下 卅錢
五年上 卅五錢 五年下 卅錢
六年上 卅五錢 六年下 卅錢

今や我が教育界に於いて盛んに自學自習の聲を喧傳せらるるに至りしは實に喜ぶべき事なり。然し兒童に此の自習を奨励せんには必ず本書の如き適切な方便物を與へざるべからず。兒童に本書を與ふれば愉快に樂に豫習及復習するを得教科書の記憶を確實ならしめ應用を自在ならしむ。且又本書は中等學校入學志願者にとりては絶好無二の準備書たり。

文部省圖書官

文學士 八波則吉先生著

池田牛歩氏裝幀挿畫

最新刊

お母さんお八つ頂戴
はなははお八つお代り

中版上製頗美本
石版數二頁大口繪
挿畫數十個入
定價金六拾錢
送料金六錢

『お母アさんお八つ頂戴』僕にも『かう云つてお花さん太郎さんは、學校から歸ると毎日お母アさんを攻め立てるのでした。ところが此のお伽噺のお蔭で、二人もお八つの癖がすつかり直つたといふ事です。

おいしいお八つの代り——まアどんなに面白いお話でせう？

巖谷小波先生作歌

成田爲三先生作曲

お伽唱歌

全四冊 定價各拾五錢
送料各金二錢

第一編 白玉の歌 第二編 蟲の歌 第三編 キリギリスの歌 第四編 もあつき歌

清新なる作歌、優良なる作曲、學校に家庭に、

少年少女の愛誦するにふさはしきものなり。

發行所 東京 東區 橋本 日市 橋本 區 南區 馬場 二丁目 丁九番 目 黒目 書店 敬文館 (電話 七三六三)

文部省 榎山榮次 閣

前香川縣視學官 奈良善雄 共著
同師範學校教諭 中村三元 共著

菊版四百頁總クローヌ美本
挿書定則圖式百四十二圖

理化師範兒童の疑問集

定價金貳圓
送料(内地拾貳錢
滿鮮參拾五錢)

横山文部督官本書の卷頭に序して曰く

(一)從來理科教授上の缺點は其の學理と日常生活との連絡十分ならざりしこと、
(二)生徒をして自ら疑ひ、自ら求め、進んで討究せしむる底の指導の足らざりしことあり云々

此書はこれ等の缺點を遺憾なく填充し從來教授上より來れる因襲的の不備を除去するに有力なる著述なり。即ち其の前半に於て

物理、力、熱、音響、光、磁氣、電氣、エネルギー、化學、化學理論

等の全般に涉つて一々精到的確なる定則を示し後半にては教授の實際より得たる小學兒童の疑問類例七百四十題を掲ぐ、例へば

「扇を使へば何故涼しいか」「運動して身體の暖くなるわけ」「水をかけるま何故火は消える」「物は叩けばなぜ音を發するか」「鐵瓶の湯垢は何

等の如き卑近なる「不思議」に對して一々簡明なる解答を示したれば如何なる教案の作製にも、教材の選擇にも、將又如何なる難解の質疑にも、一度本書を繙かば立所に解決し得すと云ふことなし、蓋し本書の如きは實際教壇に於ける多年の經驗の産みたる貴重なる結晶にして、居常理化學の教壇に苦心せらるる諸士にとりては實に唯一無二の至寶的參考書たるべきなり。

本書一卷の手をせば

教材の選擇・教案の 作法・難解の質疑

立所に解決すべし

三矢重松

畠山健

峰間信吉

三先生共著

修正

大正女學讀本

文部省檢定済

實科

二ケ年用 四冊
四ケ年用 八冊

三ケ年用 六冊

時代の要求に最も適應せる趣味的にして而も亦實際的なる新教科書

東亞協會編纂

現代女性觀

四六判上製
定價金九拾五錢
送料金八錢

三上博士 田所前文部次官序
久保田辰彦先生著

日本女性史

菊判總洋布上製
正價金貳圓
送料金拾貳錢

弘道館

東京市本町一丁目
電話三三三番
東區田代三丁目
電話一八八番
北區保田三丁目
電話二五五番

發行所

發兌 東京區橋本三丁目橋本橋 五十五番 株式會社 大燈閣 振替 東京區大橋二丁目三番 三三番 三三番 六一番 八一五番

者驅先の界學

米人ノックス氏を驚歎せしめたる、我が近世の大教育家室鳩巢の門に、冢田旭嶺あり。旭嶺の兒女皆賢にして、各其の獨立自營成功の跡は、戦後の新局に活躍すべき我が青年男女の好模範たり。中にも大峰最も顯れたり。大峰は志學の後東都に出で、獨學し、二十五歳既に帷を垂れかたはら著作を事とし、大小六十種二百餘冊の著作を出したり。而して其の著作の良心に富める、誤字の讀者を惑はさむを恐れ、板下をも自書したり。其の著「滑川談」に於て、自家の經綸を披瀝して、幕閣の首班白河樂翁公の政策を縱横排撃するや、天下の耳目を聳動し、此の三子の收益を以て、能く萬卷の書庫を新築し得たり。偶々寛政の異學禁に會ふや、猛然起ち、三たび當路に建白して、萬丈の光焰を吐き五鬼の巨魁を以て目せられたり。外に附するに廣島高等師範教授其の之を以て見るも、彼は實に我が近世學界の日蓮也。ルーテル也、本書成るに及び、現代教育學界の權威たる澤柳博士は、快然として序を寄せられたり。外に附するに廣島高等師範教授服部富三郎先生の光輝ある長講演と、林大學頭が寛政三博士の頭目なる柴野栗山の横暴を彈劾せる希觀の上申書とを以てせり。冀くは長夜良書に渴せる滿天下の青年諸君、並に之が指導の責に任せらるゝ教育家諸君の高覽を煩はさんことを。

冢田大峰

四六版上製美本
定價金壹圓四拾五錢
郵税金八錢

高瀨代次郎氏著

二月十五日發行

東京東神保町 發行所 東神保町 發行所 東神保町 發行所

理科教科用圖書一覽

東北帝國大學 理學博士 本多光太郎 共著
理學博士 田中三四郎

- 大正物理學教科書 全一冊 定價金九拾四錢
大正八年臨時定價金壹圓參拾貳錢
大正八年一月三十一日文部省檢定濟
- 大正物理學教科書 全一冊 定價金壹圓
大正八年臨時定價金壹圓四拾錢
大正五年十二月十三日文部省檢定濟
- 中學物理學教科書 全一冊 定價金壹圓
大正八年臨時定價金壹圓四拾錢
大正四年十月二十三日文部省檢定濟
- 中學物理學教科書 全一冊 定價金壹圓
大正八年臨時定價金壹圓四拾錢
大正元年十二月三日文部省檢定濟
- 物理學新撰教科書 全一冊 定價金七拾錢
大正八年臨時定價金九拾八錢
大正二年十一月十四日文部省檢定濟
- 女子用物理教科書 全一冊 定價金四拾九錢
大正八年臨時定價金六拾九錢
大正四年十二月二十八日文部省檢定濟
- 中等理化教科書上 全一冊 定價金九拾八錢
大正八年臨時定價金壹圓參拾七錢
大正七年二月二十日文部省檢定濟
- 中等理化教科書下 全一冊 定價金壹圓
大正八年臨時定價金壹圓四拾錢
大正七年二月二十日文部省檢定濟
- 女子用化學教科書 全一冊 定價金四拾四錢
大正八年臨時定價金六拾貳錢
大正四年十二月二十二日文部省檢定濟

發行所 東京市日本橋區大馬町二丁目
電話 浪花壹參參五番

內田老鶴園

故文學博士佐々政一先生著 大町桂月先生編輯

醒雪遺稿

新刊

著者は、我が徳川文學に精通せる當代第一の大家として、治く世の推稱する所也。その最も得意とせる、謠曲・演劇・小説・俗謡・俳諧等に就ての研究は勿論、國文學を通じて我が國民性を道破し、日本趣味を高唱せし名論卓説は、悉く收めて本書に在り。學者、教育者として學界に貢獻せる著者の偉業を知らんと欲せば、本書を措いて又、他に求むべからざる也。

文學博士 佐々政一先生著 (三版)

修辭法講話

菊版洋裝全一冊
定價貳圓五拾錢
送本料拾貳錢

修辭法に造詣深き著者が二十年來研鑽の結果大成せられたる者にして、識見該博、論斷適切、作文修辭の指針として蕪雜なる現時の文章界に一大光明を與へられたる者也。附録として「書簡文概論」「作文教授法」の二篇を添ふ。

町錦田神京東

院書治明 株式會社

番一九九四京東替振

冊一全裝洋版菊
錢拾五圓參價定
錢貳拾金料本送

宮内省待醫局製藥所試驗濟

白椿製 優等香油 志ら井油

- ◎しら井油は特製の白椿にバイオレット、チヤスミン等高尙佳良なる種々の芳香を調和混入したるものなり
- ◎しら井油は毛髮の發育を助け黒輝を増し常にさらさらとしておぼせの憂なく清爽にして智能の動作を敏活にす
- ◎しら井油は毛髮の汚れは勿論衣襟の油染る恐なく眞に最良の優等香油なり
- ◎しら井油は曩に宮内省醫局に於て御試驗濟の上畏き邊りの御用命を拜し無上の光榮を有せり



東京市本郷區湯島兩門町十二番地

志ら井油本舖 椿堂

取次販賣、各所有名ナル化粧品小間物店

